事務所通信(29年5月)

法人の決算は３月に集中します。その申告書作成業務が５月に集中するので今月は大忙しです。

ところで、全ての法人は原則として、決算日から２ヶ月以内に確定申告書を税務署に提出しなければいけないのは皆さんご存知だと思います。そして、競争好きな日本人の癖で、この提出を競って早める会社があります。当事務所のお客様の中にも、親会社の都合で、決算日から２週間で申告書を完成させるお客様もいらっしゃいます。

しかし、私は本音では、決算日から最低でも１カ月半程度経過してからでないと、信頼できる決算書は作成できないと感じています。何故なら、例えば、利益に重要な影響を与える売掛金は、月末に請求書を出した後、翌月末位に振り込まれることが多い。この入金が遅れたり、入金金額が請求書より少なかったりしたときは、貸倒れとか、引当金とか、値引の検討が必要になります。これを、売掛金の評価といいます。

このように、売掛金や買掛金をしっかりと評価するためには、最低１カ月半経過する必要があるのです。しかし、この辺りの事情をわからない、上場会社の強欲株主とか、勉強不足の銀行員とかが、「早く決算書を出せ、出せ」と、せっついて来るのです。そのために、山陽特殊製鋼、リッカー、不二サッシ、日本長期信用銀行、オリンパス、ヤオハン、カネボウ、ライブドア、山一證券、日本テレビ、ビックカメラ、東芝等々、信頼できない決算書が蔓延するのではないでしょうか。私はシャープも？だと思います。

先ほど、全ての法人は原則として、決算日から２ヶ月以内に確定申告書を税務署に提出しなければいけないと書きましたが、これには特例があり、申請により提出期限を１ヶ月延長できます。さらに、昨年12月に公表された「平成29年度税制改正大綱」によれば、この延長を４カ月まで認めるそうです。つまり、この改正により最大で、事業年度終了後６ヶ月まで申告期限が延長されるということです。いいことだと思います。課税庁も、いたずらに競争して信頼できない決算書を出されるより、時間をかけてでも信頼できる決算書を出して欲しいということでしょう。ちなみに、アメリカや中国では既に６カ月の延長が認められています。

ここまで読んで、我が社も延長したいと考えた社長さん、残念でした。申告書の提出は延長できても税金の納付は延長できないのです。つまり、税金は、今まで通り２カ月以内に、見込みで、しかも多めに納付する必要があるのです。

会社の業績を知るのは、年一回の決算書ではなく、毎月の試算表と売上年計グラフです。そういう社長にとっては、どうでもいい話でした。　　　（し）